

- 総務省訓令第 号  
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令  
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 〔第1・第2 略〕</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準 〔(1)～(16) 略〕</p> <p>(17) <u>高度600km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及び非静止衛星を用いて固定衛星業務を行うV S A T地球局で、14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの</u> 〔ア～エ 略〕</p> <p>オ 無線設備の常置場所等</p> <p>(7) 常置場所 当該電気通信事業者の事業所の所在地であること。</p> <p>(4) 移動範囲</p> <p><u>A 携帯移動地球局</u> 当該電気通信事業者の業務区域内であり、かつ、船舶（日本の領海に限る。）又は航空機（日本の領空に限る。）に搭載する場合であること。</p> <p><u>B V S A T地球局</u> 当該電気通信事業者の業務区域内であること。</p> <p>カ 工事設計等 〔(7) 略〕</p> <p><u>(4) 占有周波数帯幅</u> 占有周波数帯幅の許容値は、60MHzであること。</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>キ 他の無線局との干渉調整 〔(7)・(4) 略〕</p> <p>(7) <u>14.4GHzを超え14.5GHz以下の周波数を使用する場合は、14.4GHzを超え14.6GHz以下の周波数を使用する電気通信業務（固定局・移動局）の通信を行う既存の無線局の免許人との間で合意がなされていること。</u></p> <p>〔ク 略〕</p> <p><u>(18) 高度1,100kmを超え1,300km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及び非静止衛星を用いて固定衛星業務を行うV S A T地球局で、14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの</u></p> <p><u>ア 適用の範囲</u></p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 〔第1・第2 同左〕</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準 〔(1)～(16) 同左〕</p> <p>(17) <u>非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及び非静止衛星を用いて固定衛星業務を行うV S A T地球局で、14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの</u> 〔ア～エ 同左〕</p> <p>オ 無線設備の常置場所等</p> <p>(7) 常置場所 当該電気通信事業者の事業所の所在地であること。</p> <p>(4) 移動範囲 当該電気通信事業者の業務区域内であり、かつ、船舶（日本の領海に限る。）又は航空機（日本の領空に限る。）に搭載する場合であること。</p> <p>カ 工事設計等 〔(7) 同左〕 〔新設〕</p> <p>(4) 〔同左〕</p> <p>(7) 〔同左〕</p> <p>キ 他の無線局との干渉調整 〔(7)・(4) 同左〕 〔新設〕</p> <p>〔ク 同左〕 〔新設〕</p>

(7) 携帯移動地球局

電気通信事業者が、設備規則第49条の23の6に規定する人工衛星局（以下「ワンウェブシステムの人工衛星局」という。）の中継により携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局に適用する。

(4) V S A T地球局

電気通信事業者が、設備規則第54条の3第4項に規定するワンウェブシステムの人工衛星局を用いて固定衛星業務を行うために開設するV S A T地球局に適用する。

イ 免許主体

電気通信事業者（電気通信事業者になる見込みのある者を含む。）であること。

ウ 通信事項

「電気通信業務に関する事項」であること。

エ 通信の相手方

「高度1,100kmを超え1,300km以下の軌道に位置するワンウェブシステムの人工衛星局」であること。

オ 無線設備の常置場所等

(7) 常置場所

当該電気通信事業者の事業所の所在地であること。

(4) 移動範囲

A 携帯移動地球局

当該電気通信事業者の業務区域内であり、かつ、自動車その他の陸上を移動するもの、船舶（日本の領海に限る。）又は航空機（日本の領空に限る。）に搭載する場合であること。

B V S A T地球局

当該電気通信事業者の業務区域内であること。

カ 工事設計等

(7) 周波数

14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数であること。

(4) 占有周波数帯幅

A 1波の搬送波を使用する場合 20MHz

B 2波の搬送波を使用する場合 40MHz

(4) 不要発射等の強度

不要発射等の強度が、設備規則別表第3号及び令和●年総務省告示第●号（無線設備規則第24条第34項及び別表第3号の69において定められている無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件）に定める許容値を満たしているものであること。

(4) 主輻射方向以外の方向の輻射電力の許容値

A 携帯移動地球局

輻射電力は、設備規則第49条の23の6で定める値以下であること。

B V S A T地球局

輻射電力は、設備規則第54条の3第4項第2号で定める値以下であること。

カ) 最大電力密度

最大電力密度は、国際調整の範囲内であること。

キ) 他の無線局との干渉調整

14.4GHzを超え14.5GHz以下の周波数を使用する場合は、14.4GHzを超え14.5GHz以下の周波数を使用する電気通信業務（固定局・移動局）の通信を行う既存の無線局の免許人との間で合意がなされていること。

ク) 国際調整の遵守

移動範囲及び周波数等に関して国際調整が完了しているものであること。また、当該国際調整の結果に基づく通信が可能な工事設計等となっていること。

なお、国際調整が完了していない場合にあつては、無線通信規則で定める周波数分配への合致、局種、業務及び技術的条件への適合性、又は運用を開始する期日等から、他に混信等を与えないことが明らかであること。

[2・3 略]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

[(1)~(18) 略]

- (19) 高度600km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局及び非静止衛星を用いて固定衛星業務を行うV S A T地球局であつて、14.0GHzを超え14.4GHz以下の周波数の電波を使用するもの

電気通信事業者が、スターリンクシステムの人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局及びスターリンクシステムの人工衛星局を用いて固定衛星業務を行うV S A T地球局であつて、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(17)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[ア～オ 略]

- (20) 高度1,100kmを超え1,300km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局及び非静止衛星を用いて固定衛星業務を行うV S A T地球局であつて、14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの

電気通信事業者が、ワンウェブシステムの人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局及びワンウェブシステムの人工衛星局を用いて固定衛星業務を行うV S A T地球局であつて、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(18)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア) 運用開始の予定期日

運用開始の予定期日は、原則として免許の日から6か月以内であること。

イ) 最大運用数

最大運用数は、運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数（運用数）見込み及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであること。

[2・3 同左]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

[(1)~(18) 同左]

- (19) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局及び非静止衛星を用いて固定衛星業務を行うV S A T地球局であつて、14.0GHzを超え14.4GHz以下の周波数の電波を使用するもの

電気通信事業者が、スターリンクシステムの人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局及びスターリンクシステムの人工衛星局を用いて固定衛星業務を行うV S A T地球局であつて、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(17)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[ア～オ 同左]

[新設]

ウ 周波数

14. 0GHzを超え14. 5GHz以下の周波数を使用するものであること。

エ 工事設計

(7) 無線設備の規格

A 携帯移動地球局

設備規則第49条の23の6の規定に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3第5号(9)に掲げる規格に該当するものであること。

B V S A T地球局

設備規則第54条の3第4項の規定に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3第3号(4)に掲げる規格に該当するものであること。

(i) 技術基準適合証明の有無

無線通信の用に供しようとする無線設備は、技術基準適合証明を有するものであること。

(ii) 技術基準適合証明の内容

無線局事項書の「電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」の欄に記載されたものに適合するものであること。

[ 2 ~ 4 略 ]

[ 2 ~ 4 同左 ]

附 則  
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。